

第56回 定時株主総会招集ご通知

日 時	2025年6月26日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
場 所	東京都大田区羽田空港一丁目6番5号 第五総合ビル 3階 空港施設株式会社 本店会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目 次

第56回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	24
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告	49

証券コード 8864
(発送日) 2025年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

東京都大田区羽田空港一丁目6番5号
空 港 施 設 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員 田 村 滋 朗

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。
さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.afc.jp>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主・株式情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「空港施設」又は「コード」に当社証券コード「8864」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都大田区羽田空港一丁目6番5号
第五総合ビル 3階
空港施設株式会社 本店会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

会社提案（第1号議案から第4号議案まで）

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主提案（第5号議案から第6号議案まで）

- 第5号議案 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による意思決定プロセスへの関与の有無や内容の開示）の件
- 第6号議案 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による当会社の経営に関わる事項についての合意の開示）の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- ①書面（郵送）により、議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ②インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ③書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項について前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会動画 事後配信のご案内

当日の株主総会の模様の一部は、後日以下記載の当社ウェブサイトにて公開を予定しております。

<https://www.afc.jp/ir/stock/meeting.html>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 _____ 議決権行使個数 _____ 個

空港施設株式会社 御中

私は、2025年6月26日開催の貴社第56回定時株主総会（継続会又は延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のごおり議決権を行使します。

2025年6月 日

会社提案				
第1号議案	第2号議案	（下の候補者を除く）	第3号議案	第4号議案
賛	賛		賛	賛
否	否		否	否

株主提案	
第5号議案	第6号議案
賛	賛
否	否

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示が有効となります。また、インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。

空港施設株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

<会社提案> 第1号議案 第3号議案 第4号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

<会社提案> 第2号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

<株主提案> 第5号議案 第6号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

株主提案につきましては、当社取締役会は**反対**しております。株主提案に反対する場合は以下のとおり「否」に○印でご表示ください。

株主提案	
第5号議案	第6号議案
賛	賛
否	否

各議案の原案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使方法のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年6月19日(木)午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

第1号議案 剰余金配当の件

当社は、安定した経営基盤の維持等を考慮しつつ、株主の皆様への安定的な利益還元に向けていくことを基本方針としております。

第56期の期末配当につきましては、上記方針及び当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は603,461,616円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	
1	田村 滋 朗 <small>た むら しげ お</small>	再任
2	三宅 英 夫 <small>み やけ ひで お</small>	再任
3	西尾 忠 男 <small>にし お ただ お</small>	再任
4	笹岡 修 <small>ささ おか おさむ</small>	再任
5	渡辺 智 <small>わた なべ さとる</small>	再任
6	青山 佳 世 <small>あお やま か よ</small>	再任 社外 独立
7	三木 泰 雄 <small>み き やす お</small>	再任 社外 独立
8	大橋 美 香 <small>おお はし よし か</small>	新任 社外 独立



候補者番号

1

たむら しげお
田村 滋朗

(1960年3月30日生)

再任

【略歴及び地位】

2017年6月 当社取締役上席執行役員施設管理センター所長
2020年6月 当社常務取締役
2022年6月 当社取締役常務執行役員
2023年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)

【担当】

取締役会議長
コンプライアンス委員会委員長、リスクマネジメント委員会委員長
サステナビリティ推進会議議長

【重要な兼職の状況】

東京空港冷暖房(株)代表取締役社長

所有する当社の株式数

32,564株

在任年数

8年

取締役会出席状況

13 / 13回

取締役候補者とした理由

田村滋朗氏は、主に技術関係の業務を担当するなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

2

みやけ ひでお
三宅 英夫

(1960年11月23日生)

再任

【略歴及び地位】

2020年4月 全日本空輸(株)取締役常務執行役員
2022年4月 ANAホールディングス(株)上席執行役員
2023年4月 同社参与
2023年6月 当社代表取締役副社長執行役員 (現任)

【担当】

災害対策委員会委員長
安全衛生推進委員会委員長
社長特命事項

所有する当社の株式数

14,468株

在任年数

2年

取締役会出席状況

13 / 13回

取締役候補者とした理由

三宅英夫氏は、航空会社に長年勤務し、その豊富な経験と知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

3

にし お ただ お
西尾 忠男

(1961年10月2日生)

再任

【略歴及び地位】

2017年 4月 日本航空(株)常務執行役員経営企画本部長
2021年 4月 同社常務執行役員旅客営業本部長
2021年 4月 (株)ジャルセールス代表取締役社長
2022年 4月 (株)ジャルパック代表取締役会長
2023年 6月 当社代表取締役副社長執行役員 (現任)

所有する当社の株式数

11,615株

在任年数

2年

取締役会出席状況

13 / 13回

【担当】

環境対策委員会委員長
改善推進委員会委員長
社長特命事項

取締役候補者とした理由

西尾忠男氏は、航空会社に長年勤務し、その豊富な経験と知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

4

さ さ お か お さ む
笹岡 修

(1973年12月15日生)

再任

【略歴及び地位】

2019年10月 当社営業部営業一課次長(兼)事業企画部空港企画課次長
2021年 7月 当社経営企画部長
2022年 6月 当社企画・ファイナンス本部経営企画部長
2023年 6月 当社取締役執行役員
2024年 6月 当社取締役上席執行役員 (現任)

所有する当社の株式数

7,489株

在任年数

2年

取締役会出席状況

13 / 13回

【担当】

経営企画部、不動産事業部担当
広報・IR担当
グループ会社管理担当
AFCアセットマネジメント(株)担当

取締役候補者とした理由

笹岡 修氏は、営業、経営企画関係等の業務を担当するなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

5

わたなべ
渡辺

さとる
智

(1966年7月5日生)

再任

(戸籍上の氏名:渡邊智)

【略歴及び地位】

2019年10月 当社施設部長
2022年 6月 当社執行役員施設本部施設企画部長
2023年 6月 当社上席執行役員技術本部長
2024年 6月 当社取締役上席執行役員 (現任)

所有する当社の株式数

5,640株

在任年数

1年

取締役会出席状況

9 / 9回

【担当】

施設企画部担当
東京空港冷暖房(株)担当

取締役候補者とした理由

渡辺 智氏は、技術関係等の業務を担当するなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

6

あおやま かよ
青山 佳世

(1959年9月1日生)

再任

社外

独立

(戸籍上の氏名:相原佳世)

【略歴及び地位】

1985年 4月 フリーアナウンサーとして活動 (現在に至る)
2001年 2月 国土交通省交通政策審議会委員
2014年 7月 自動車検査独立行政法人理事 (非常勤)
2015年 6月 当社社外取締役 (現任)
2016年 6月 国家公務員倫理審査会委員

所有する当社の株式数

0株

在任年数

10年

取締役会出席状況

13 / 13回

【重要な兼職の状況】

フリーアナウンサー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青山佳世氏は、フリーアナウンサーとして活動しており、また、運輸交通分野を始め政府の各種委員を歴任されていることから、豊富な知識、経験を有しており、社外から独立した立場にて当社の的確な業務執行に貢献いただくことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与いただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役として選任された場合には、上記の経験等を活かし当社の持続的な成長と企業価値向上に助言をいただくとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割が期待されます。



候補者番号

7

み き や す お
三木 泰雄

(1955年3月1日生)

再任
社外
独立

【略歴及び地位】

2004年4月 日本電気(株)プロセス・CPGソリューション事業部長
 2005年10月 ヴィエムウェア(株)代表取締役社長
 2015年3月 同社代表取締役会長
 2018年10月 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会チーフ・テクノロジー・イノベーション・オフィサー
 2022年6月 SCSK(株)社外取締役(監査等委員) (現任)
 2024年6月 当社社外取締役 (現任)

所有する当社の株式数

0株

在任年数

1年

取締役会出席状況

9/9回

【重要な兼職の状況】

SCSK(株)社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三木泰雄氏は、情報通信業界における経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、社外から独立した立場にて当社の確かな業務執行に貢献いただくことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与していただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

社外取締役として選任された場合には、上記の経験等を活かし当社の持続的な成長と企業価値向上に助言をいただくとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割が期待されます。



候補者番号

8

お お は し よ し か
大橋 美香

(1974年5月13日生)

新任
社外
独立

【略歴及び地位】

1997年4月 岡三証券(株) 入社
 2010年2月 弁護士登録(東京弁護士会)
 2018年10月 中島経営法律事務所 入所 (現在に至る)

所有する当社の株式数

0株

在任年数

-年

取締役会出席状況

- / -回

【重要な兼職の状況】

弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大橋美香氏は、弁護士としての専門的な見識に基づき、社外から独立した立場にて当社の確かな業務執行に貢献いただくことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。

社外取締役として選任された場合には、上記の経験等を活かし当社の持続的な成長と企業価値向上に助言をいただくとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割が期待されます。

- (注) 1. 田村滋朗氏は東京空港冷暖房㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に上下水道料及び冷温熱料等の取引関係があります。その他の各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 青山佳世、三木泰雄及び大橋美香の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、青山佳世及び三木泰雄の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を5百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、大橋美香氏の選任が承認された場合も、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、青山佳世及び三木泰雄の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、大橋美香氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。

(参考)当社の取締役が備えるべき専門性を取締役候補者に当てはめて一覧化したスキル・マトリックスは以下のとおりです。

	経営・ 組織管理	法務・ コンプライアンス ・リスク 管理	財務・ ファイナ ンス・ 会計	サステナ ビリティ ・ESG	グロー バル・ イノー ベーション ・IT/DX	企画・ 営業・ マーケ ティング	空港内 インフラ	技術・ 安全・ 監理
田村 滋朗	○	○					○	○
三宅 英夫	○				○	○		
西尾 忠男	○			○		○		
笹岡 修			○		○	○	○	
渡辺 智			○				○	○
青山 佳世	○	○		○				
三木 泰雄	○				○			
大橋 美香		○	○		○			

備考：各人の有するスキルのうち、当社事業との関係性が高い主なものを記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 鈴木啓公氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



すずき ひろとも
鈴木 啓公

(1968年6月11日生)

再任

社外

独立

【略歴及び地位】

1994年2月	公認会計士登録
2002年4月	鈴木税理士事務所勤務 (現在に至る)
2003年3月	税理士登録
2023年4月	当社社外監査役 (2023年6月29日付で辞任)
2023年7月	当社社外監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

所有する当社の株式数

0株

公認会計士、税理士
(株)アテナ 社外監査役

在任年数

2年

取締役会出席状況

12/13回

監査役会出席状況

12/12回

社外監査役候補者とした理由

鈴木啓公氏は、税理士及び公認会計士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、高度な会計面のアドバイスを監査役会及び取締役会にていただくことを期待して、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 鈴木啓公氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木啓公氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、鈴木啓公氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を5百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。鈴木啓公氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、鈴木啓公氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、この補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までであります。監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができますものとしたします。

本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、以下のとおりであります。

まつざわ 松澤	すずむ 進	(1965年5月1日生)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	所有する当社の株式数 0株
-------------------	-----------------	--------------	--	----------------------

【略歴及び地位】

1995年7月	公認会計士松澤進事務所設立・所長 (現任)
2005年5月	(有)e-report設立・代表取締役(現任)
2010年9月	税理士法人ファースト会計事務所代表 社員
2013年10月	ブローディア・プライベート投資法人 監督役員(現任)

補欠社外監査役候補者とした理由

松澤 進氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、高度な会計面のアドバイスを監査役会及び取締役会にいただくことを期待して、補欠社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 松澤 進氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松澤 進氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 松澤 進氏が監査役に就任する場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を5百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。松澤 進氏が監査役に就任する場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、松澤 進氏が社外監査役に就任する場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

〈株主提案（第5号議案から第6号議案まで）〉

第5号議案から第6号議案までは、株主様であるLIM Japan Event Master Fund（議決権300個）（以下「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

議案の件名、議案の要領および提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま記載しております。

第5号議案（株主提案） 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による意思決定プロセスへの関与の有無や内容の開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	<u>第8章 株主による意思決定プロセスへの関与等の開示</u> <u>（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による意思決定プロセスへの関与の有無や内容の開示）</u> <u>第46条 当社は、日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による当会社の経営の意思決定プロセス（当会社における会社提案の取締役選任議案における取締役候補者の選定における意思決定プロセスを含むが、これに限らない。）への関与の有無や内容を当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で開示する。</u>

(2) 提案の理由

当社においては、自己株式を除く発行済み株式の約21%ずつを保有する筆頭株主2社の日本航空(JAL)及びANAホールディングス(ANA)から1名ずつ、合計で2人の副社長を受け入れる慣行が続いていたが、当社の株価純資産倍率(PBR)は2013年以来、解散価値である1倍を下回り、直近も約0.5倍に過ぎない。JALとANAの元幹部である、代表取締役副社長執行役員の西尾忠男氏と同三宅英夫氏は、当社株式のバリュエーション改善に必要なキャピタル・アロケーションの専門家ではなく、当社の資本効率の低さは、こうした少数株主の利益を無視した「天下り」慣行を始めとする、企業価値の向上に資することのない人事に起因していると言わざるを得ない。

実際のところ、当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案にJALとANAがそろって反対票を投じた2023年6月開催の第54回定時株主総会前の同5月23日に、当社幹部がANAの上席執行役員と面談した際には、「AFC(当社)においては従来からJAL/ANA出身者からは1名ずつの役員体制であるが、もしも人事案がそのバランスを欠くような体制であれば、ANAHD(ホールディングス)として到底納得できない」「このまま総会議案が確定後、AFCがANAHDに対して総会議案の事前説明(委任状の依頼)をされると思うが、その時点で早期に反対を表明する」としたANA側の回答を当社総務部が記録しており、当社の取締役選任議案の意思決定プロセスに大株主が関与した経緯を当社経営陣が認識していた事実が明らかになっている。

このように、合計で約42%を保有するJALとANAは、当社の取締役選任議案の意思決定プロセスに関与する実質的な「支配株主」だが、当社の主要な取引先でもある。両社は、冷暖房費など、当社がここ数年来求めてきた条件改定に消極的だったとされているが、両社と当社の間には利益相反が存在しており、当社が自らの企業価値向上を追求してこなかった結果が解散価値を示すPBRの長期にわたる1倍割れである。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードは、取締役会等の責務に関する基本原則4の考え方において、「支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる。」と述べている。

東京証券取引所が2023年12月に公表した「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」の17頁では、その他の関係会社を有する上場会社に対して開示が望まれる項目として、「少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社からの独立性確保に関する考え方・施策等」が挙げられている。上記のとおり、JAL及びANAは当社の取締役選任議案の意思決定プロセスに関与していることが明らかであるから、当社では、少数株主保護の観点から独立性確保のための特段の措置が講じられているべきであり、その場合には、「意思決定プロセスへのその他の関係会社の関与の有無や内容」の開示が求められている。仮に当社において少数株主保護の観点から独立性確保のための特段の

措置が講じられていないのであれば、それ自体が重大なコーポレート・ガバナンスにおける問題点である。

当社が2024年1月に発表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」によると、当社の流通株式比率は、当社が上場するプライム市場の上場維持基準である35%とほぼ等しい36%に過ぎない。同比率を時価総額に適用すると、当社の直近の流通株式時価総額は上場維持基準100億円を若干上回るだけである。同社の上場維持を確実なものとするために、「天下り」を送り続けている筆頭株主2社による、経営の意思決定プロセスへの関与の有無や内容を開示することは少数株主保護に資するうえに、投資判断上重要となる。

【当社取締役会の意見】**反対**

当社取締役会は、本議案に以下の理由で**反対**いたします。

日本航空株式会社とANAホールディングス株式会社は、共に当社の議決権所有割合20.9%（2025年3月末時点）を有する主要株主であり、法令上の「その他の関係会社」に該当いたしますが、当社コーポレート・ガバナンス報告書「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」に記載のとおり、当社の経営の意思決定プロセスに関しては、当社の少数株主の保護と当社の経営の独立性が確保されており、日本航空株式会社やANAホールディングス株式会社が当社の経営の意思決定プロセスに関与することはありません。

また、当社の取締役候補者の指名プロセスに関しては、取締役会より、当社が定める取締役選任基準を満たす候補者の選任を指名委員会に諮問し、指名委員会での審議及び答申を踏まえて、取締役会にて決定しており、現在、指名委員会に関しては、独立性を確保するため、委員6名中5名は、独立社外取締役及び独立社外監査役にて構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。

なお、日本航空株式会社とANAホールディングス株式会社は、互いに資本関係のない独立した会社であり、共に当社の議決権の過半数を所有する支配株主ではなく、当社と親子上場の関係にもありませんが、両社は当社における主要な顧客でもあるため、当社では少数株主保護の観点から親子上場等に関する東京証券取引所の指針等も参考に、懸念される構造的な利益相反リスクへの対策を十分に講じており、そのうえで透明性が高く適切な選任プロセスのもと、航空業界において広域的確な知見や経験を有する経営人材を確保することは、空港を主たる事業領域とする当社の株主共同の利益に資するものであると考えております。

当社の2024年度の業績は、現経営体制のもと、順調に推移し、年間配当は過去最高の21円を予定しております。また、今般、2025年5月9日付開示のとおり、持続的な成長・企業価値向上を目指して、事業戦略における重点施策の再編による更なる収益力向上と、資本政策の強化による資本効率改善及び市場評価向上を図るべく、中長期経営計画の見直しを行ったところです。

また、本株主提案の趣旨である定款に個別具体的な内容を規定した条文を定めることは、会社の根本規則である定款のあり方からして一般的とは言い難く適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案（株主提案） 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による当会社の経営に関わる事項についての合意の開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款 (新設)	変更案
	<u>第9章 株主による意思決定プロセスへの関与等の開示</u> <u>（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による当会社の経営に関わる事項についての合意の開示）</u> <u>第47条 当社は、日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社が当会社の経営に関わる事項（当社における取締役選任議案に対する議決権行使の内容を含むが、これに限らない。）について合意を行ったことを把握したときは、当該合意が成立した時期及び当該合意の内容を当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で開示する。</u>

(2) 提案の理由

第54回定時株主総会開催日の2日前である2023年6月27日、当社総務部職員はANA担当者と通話し、「JALが翌28日午後に電子投票し、その後に、ANAも電子投票する」という趣旨のANA担当者の発言を当社幹部に報告した。このため、当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案にJALとANAが反対票を投じることだけでなく、両社の電子投票のタイミングまで当社は事前に察知していた。上記の通話により、当社総務部職員は両社が議決権行使について合意があったか否かを知る立場にあったと推定される。

JALとANAが当社の経営に関わる事項について何らかの合意を行っているのであれば、その合意が

議決権行使についての合意であれば当然のこと、その他の合意であっても、当社の経営に重大な影響を与えるのであるから、当社が当該合意を把握したのであれば、少数株主保護の観点から、当該合意が成立した時期及び当該合意の内容は当然に開示すべき事項である。

東京証券取引所が2023年12月に公表した「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」の17頁では、その他の関係会社を有する上場会社に対して開示が望まれる項目として、「少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社からの独立性確保に関する考え方・施策等」が挙げられている。JALとANAは当社株式を合計で約42%保有しているのであるから、JALとANAの間における当社の経営に関わる事項についての合意は、まさに当社の独立性確保に関わる重要事項である。

なお、JALとANAが共同して当社の株主としての議決権を行使することを合意していた場合には、両社は共同保有者として大量保有報告書を提出する義務を負うこととなるが（金融商品取引法27条の23第5項）、両社が金融商品取引法を遵守することを確実なものとするために、当社に対して自らの責務で必要な開示を求めるのが提案の趣旨である。

【当社取締役会の意見】

反対

当社取締役会は、本議案に以下の理由で**反対**いたします。

当社は、日本航空株式会社（当社の議決権所有割合20.9%）とANAホールディングス株式会社（当社の議決権所有割合20.9%）を法令上の「その他の関係会社」と認識しておりますが、当社の経営の意思決定プロセスに関しては、当社コーポレート・ガバナンス報告書「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に記載のとおり、当社の少数株主の保護と当社の経営の独立性が確保されており、その他の関係会社を含む主要株主等が当社の経営の意思決定プロセスに関与することはありません。

また、両社グループは当社の主に空港内の事業において重要な取引先であり、事業取引における両社グループとの積極的なコミュニケーションや、両社出身の航空業界において広域的確な知見や経験を有する経営人材を確保することを通じて、当社の事業領域である空港内事業における事業展開に繋がっており、両社との資本関係についても、当社グループの企業価値の向上とともに株主共同の利益に資するものと考えております。

なお、日本航空株式会社とANAホールディングス株式会社は、資本関係のない独立した会社であり、共に当社の支配株主ではなく、親子上場の関係にもありません。このように当社と独立した会社である日本航空株式会社とANAホールディングス株式会社との合意について、当社はこれを知る立場にはなく、開示する立場にもありません。

加えて、本株主提案の趣旨である定款に個別具体的な内容を規定した条文を定めることは、会社の根本規則である定款のあり方からして一般的とは言い難く適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における当社グループの事業環境は、航空業界では大幅な為替変動や物価高といった厳しい状況に直面しながらも、旺盛な訪日需要等に支えられ好調に推移しました。一方、原材料費の高騰や人手不足による物流費・人件費の上昇が、建築費をはじめ物価全体に影響を及ぼしています。また、米国の政策動向による影響など引き続き注意が必要な状況です。

このような状況のもと、当社グループの連結業績につきましては、空港内不動産事業における既存物件の賃貸条件の見直しや臨時使用による賃貸収入の増加、ノンアセット事業における事務所ビル（販売用不動産）の売却、給排水運営事業における給排水使用量の増加や昨年度実施された公募入札における給排水単価の見直し等により、売上高は31,121百万円（前年同期比19.9%増）、営業利益は4,469百万円（同40.4%増）となりました。経常利益は匿名組合等投資利益や受取配当金等の増加により、4,629百万円（同45.7%増）となりました。一方で、羽田空港一丁目地区内の一部の賃貸用施設について減損損失を計上しましたが、増収要因が上回った結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,577百万円（同27.6%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来の「不動産事業」、「熱供給事業」及び「給排水運営その他事業」の3区分から、「空港内不動産事業」、「空港外不動産事業」、「空港内インフラ事業」及び「その他の事業」の4区分にセグメントを変更しております。

イ. 空港内不動産事業

空港内不動産事業は、既存物件の賃貸条件の見直し、臨時使用による賃貸収入、羽田空港における貨物地区の生鮮センター稼働に係る再配置による賃料収入等の増加により、売上高は16,891百万円（前年同期比6.2%増）、セグメント利益は3,393百万円（同42.8%増）となりました。

ロ. 空港外不動産事業

空港外不動産事業は、2022年5月より開始したノンアセット事業において、これまで複数棟の事務所ビルを取得し、当該物件の付加価値増大に傾注して参りました。今般、事務所ビルを1棟売却したこと等により、売上高は6,372百万円（同112.9%増）、セグメント利益は1,476百万円（同25.7%増）となりました。

ハ. 空港内インフラ事業

熱供給事業における冷温熱の販売量の増加及び給排水運営事業における給排水使用量の増加や前述の給排水単価の見直し等により、売上高は7,078百万円（同12.3%増）となりました。セグメント利益は865百万円（同5.3%増）となりました。

ニ. その他の事業

在外子会社における海外事業を主とするその他の事業は、円安の影響により、売上高は777百万円（同1.6%増）となりました。一方、海外現地機能強化を推進したことによる費用増もあり、セグメント利益は295百万円（同0.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資総額は3,143百万円（資産除去債務に係る原状回復見積額を除く）で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 建物取得

- ・ユーティリティセンタービル 空調機更新工事
- ・西側格納庫 照明更新工事

ロ. 機械装置取得

- ・東京空港冷暖房(株) R-9・10冷凍機更新工事

ハ. 建設仮勘定

- ・東京国際空港国内貨物ターミナル地区東特高変電所 特高受変電設備更新工事

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

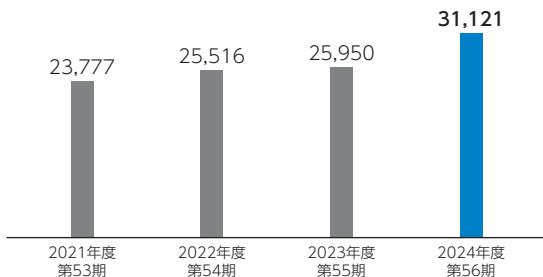
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または処分の状況

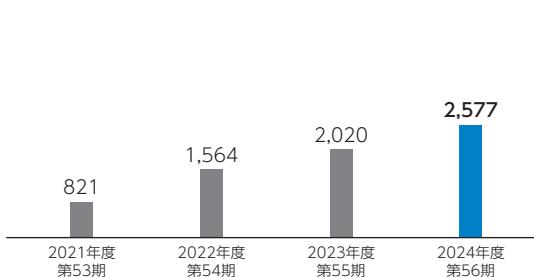
該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

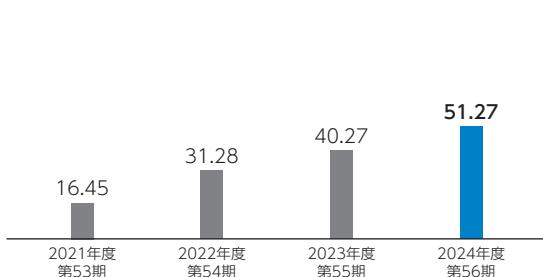
■ 売上高 (単位：百万円)



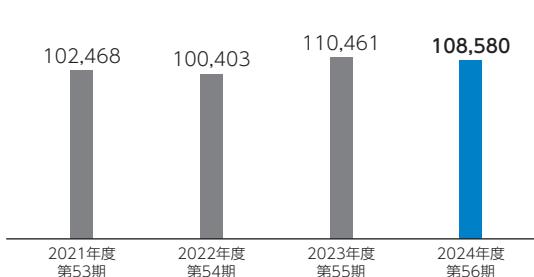
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 (単位：百万円)



区 分	2021年度 第53期	2022年度 第54期	2023年度 第55期	2024年度 第56期
売 上 高	23,777百万円	25,516百万円	25,950百万円	31,121百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	821百万円	1,564百万円	2,020百万円	2,577百万円
1株当たり当期純利益	16円45銭	31円28銭	40円27銭	51円27銭
総 資 産	102,468百万円	100,403百万円	110,461百万円	108,580百万円

(3) 対処すべき課題

①中長期経営計画

当社では2022年5月に中長期経営計画（FY2022～FY2028）を策定、2025年5月9日付で計画見直しについて開示いたしました。

当初の中長期経営計画につきましては、公表後3年が経過し、航空需要の回復等に支えられ、また、成長に向けた各種取り組みを推進した結果、2025年度の業績予想は、2028年度の数値目標を一部早期達成するなど、事業計画は堅調に推移しております。

一方で、中長期経営計画で掲げた重点施策の一つである「羽田空港一丁目プロジェクト」については、建築費高騰等の影響を踏まえた再構築に取り組むとともに、資本市場からの要請を踏まえ、企業価値向上を目的としたIR・株主還元等に取り組むなど、当社が直面する課題に対処しながら本計画の着実な進捗と収益基盤の強化に努めてまいりました。

今般、本計画開始後3年が経過するなかで、当社を取り巻く事業環境が大きく変化したことを踏まえ、改めて重点施策の進捗等、事業戦略を精査し、また、当社の特性を踏まえた資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、当社の中長期経営計画の見直しを行うことといたしました。

(中長期経営計画の見直し概要)

◆事業戦略の再構築

羽田空港一丁目プロジェクト計画方針の一部決定を踏まえた重点施策の再編

◆資本政策の強化

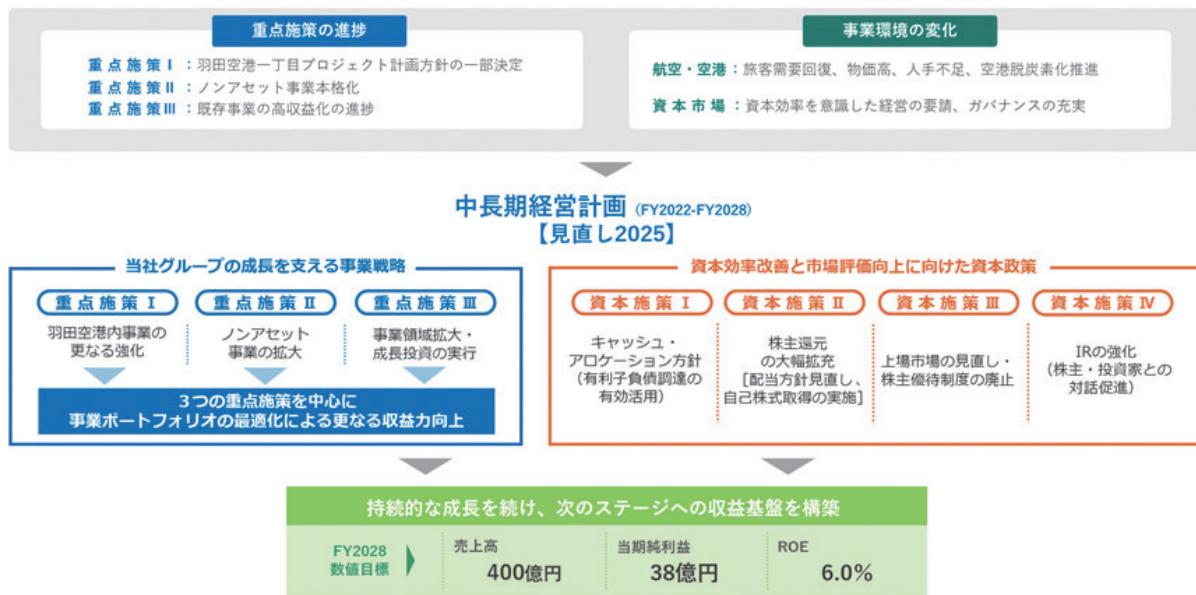
資本効率改善と市場評価向上に向けた資本政策の強化

◆FY2028数値目標

見直し後の計画に基づき上方修正（一部数値目標の変更）

事業戦略及び資本政策の両輪を着実に推進することで、各事業における収益力を向上させ経営基盤の強化により持続的な成長を続け、次のステージへ向けた収益基盤の構築を目指してまいります。

【計画見直し・骨子】



②資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社では2025年5月9日付で中長期経営計画の見直しと併せて、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」のアップデートについて開示いたしました。

現状認識として、当社PBRは0.5倍程度で推移しておりますが、PERは業界平均並みを概ね維持しており、低PBRの要因はROEが低位であることです。直近のROE低迷の要因は、コロナ禍による一時的な収益の低下があったことに加え、羽田空港一丁目地区再編に伴う資産除去債務の計上（FY2022以降）による収益減が影響しております。

一方、当社における株主資本コストは、CAPMベースの算出で5%～6%程度の水準と認識しており、上記の要因もあり直近のROE（FY2024：4.3%）は株主資本コストを下回る状況であります。

本計画の見直しにおける重点施策・資本施策等の実施により、本計画終了時のROE水準目標を6.0%とし、成長投資・資本施策の継続的な実施等により、本計画期間以降も更なる資本収益性の向上を目指してまいります。

(4) サステナビリティに関する取り組み

当社は、サステナビリティに関する諸課題への対応を重要な経営課題と位置付け、サステナビリティ基本方針に基づき推進体制を整備し、事業活動と一体となった取り組みを展開しております。このため当社では、取り巻く環境の変化を見据え、E（環境）S（社会）G（ガバナンス）の対応項目及びKPIを定め、リスクと事業機会の両面からサステナビリティ推進の着実な実現に向けて取り組んでおります。

「環境」については、地球環境を考慮した事業活動を行うことの重要性と、気候変動問題の深刻化及び脱炭素社会への動きが加速していることを踏まえ、2030年度においてCO₂排出量の2013年度比46%削減を目指し、新整備場地区のエンジンメンテナンスビル南棟とコンポーネントメンテナンスビルのLED化や東京空港冷暖房(株)における高効率のターボ冷凍機への切り替えなどの施策に取り組んでおります。また、エンジンメンテナンスビル南棟、コンポーネントメンテナンスビル、神戸の格納庫増築棟、シンガポールのパイロット訓練施設への新たな太陽光発電設備設置による再生可能エネルギーの利用促進、全国の航空機汚水処理施設（SDプラント）及び大型航空機洗機施設8施設を法定の基準値内で運用することによる水質保全への貢献など、環境に対してどのような影響を及ぼすかを考慮した上で、環境対応に関する様々な手法・技術を検討し、気候変動等の環境対応に関する取り組みを進めております。

「社会」については、当社施設及び空港・航空機を利用するお客様、地域社会などのすべての人が安全・安心を実感できる施設展開と運営を目指し、災害時の迅速な復旧に向けた態勢を整え、訓練を実施するなど実際の災害時に有効な手段となるように、万全の態勢確保に努めております。また当社は、新しい価値を生み出していく上で、人財として社員一人ひとりの役割が重要であると認識しており、その対応として、人財育成・意識改革プロジェクトによる社内説明会及び勉強会を年3回実施しております。役職員の個性や能力を発揮できる社風を推進するために、継続的に働き方改革を推し進めることや、持続的な成長に向けた人財戦略に取り組みます。地域社会貢献活動は、地域社会の一員として、羽田空港周辺地域の清掃活動へ年5回の参加、災害用備蓄品の寄贈など地域社会への貢献に努めております。

「ガバナンス」については、「私たち空港施設グループは、価値ある施設とサービスの提供を通じて、航空の未来と魅力ある街づくりに貢献します。」という企業理念のもと、株主をはじめステークホルダーの皆様から信頼される企業を目指しております。これを実現するためにコーポレート・ガバナンス体制の整備と運用を重要課題の一つと位置付け、経営監督と業務執行の役割を明確化し、経営の透明性に努めることを基本としております。またコンプライアンス委員会やリスクマネジメント委員会等において、業務遂行における課題の抽出や必要な対応に取り組み、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を進めております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東京空港冷暖房株式会社	2,900百万円	60.3%	東京国際空港沖合地区における地域冷暖房供給事業
AFCアセットマネジメント株式会社	50百万円	100.0%	不動産コンサルティング事業、不動産ファンド事業
A F C 商 事 株 式 会 社	30百万円	100.0%	物品販売業
AIRPORT FACILITIES A S I A P T E . L T D .	4,218百万円 (23.7百万星ドル 18.9百万米ドル)	100.0%	海外における航空関連施設の建設、取得及び賃貸業
AFS PROPERTIES PTE.LTD.	3,112百万円 (28.4百万米ドル)	(100.0%)	海外におけるフライトシミュレーター及び航空機エンジンリース事業会社へのファイナンス事業
AFN PROPERTIES LTD.	516百万円 (5.5百万加ドル)	100.0%	海外における航空関連施設の建設、取得及び賃貸業

(注) AFS PROPERTIES PTE.LTD.は、当社100%子会社であるAIRPORT FACILITIES ASIA PTE.LTD.の100%出資子会社であり、当社の孫会社であります。上記では間接出資として、括弧書きで100%と表記しております。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社と主要な子会社6社の7社で構成しています。区分と主要な事業内容は、以下のとおりであります。

区 分	主 要 な 事 業 内 容
空 港 内 不 動 産 事 業	空港内における不動産賃貸事業
空 港 外 不 動 産 事 業	空港外における不動産賃貸事業及びノンアセット事業
空 港 内 イ ン フ ラ 事 業	地域冷暖房供給事業、給排水運営事業及び共用通信事業
そ の 他 の 事 業	海外事業及び太陽光発電事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

空 港 施 設 株 式 会 社	本 社	東京都大田区羽田空港一丁目6番5号
	大 阪 事 業 所	大阪府池田市空港二丁目2番5号
	千 歳 事 業 所	北海道千歳市平和新千歳空港
	シンガポール事務所	シンガポール

② 主要な子会社

東京空港冷暖房株式会社	本 社	東京都大田区羽田空港三丁目5番9号
AFCアセットマネジメント株式会社	本 社	東京都大田区羽田空港一丁目6番5号
A F C 商 事 株 式 会 社	本 社	東京都大田区羽田空港一丁目6番5号
AIRPORT FACILITIES A S I A P T E . L T D .	本 社	シンガポール
AFS PROPERTIES PTE.LTD.	本 社	シンガポール
AFN PROPERTIES LTD.	本 社	カナダ

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
空港内不動産事業	47名 (0名)	－
空港外不動産事業	16名 (0名)	－
空港内インフラ事業	16名 (0名)	－
その他の事業	2名 (0名)	－
全社 (共通)	42名 (2名)	－
合計	123名 (2名)	△1名 (0名)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当事業年度より、事業区分を変更したため、事業区分ごとの使用人数について、前年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105名 (2名)	△1名 (0名)	43歳8ヶ月	16年1ヶ月

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	7,326百万円
株式会社みずほ銀行	3,232百万円
株式会社りそな銀行	3,163百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,069百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,972百万円
株式会社三井住友銀行	1,602百万円
日本生命保険相互会社	578百万円

- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 124,800,000株
- ② 発行済株式の総数 52,979,350株
- ③ 株主数 24,739名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 航 空 株 式 会 社	10,521千株	20.92%
A N A ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	10,521千株	20.92%
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	6,920千株	13.76%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,276千株	6.51%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) R E I E D P A I F C L I E N T S N O N T R E A T Y A C C O U N T	1,600千株	3.18%
B N Y M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C	1,354千株	2.69%
B N Y M A S A G T / C L T S T R E A T Y J A S D E C	889千株	1.76%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	697千株	1.38%
J . P . M O R G A N S E - L U X E M B O U R G B R A N C H 3 8 1 6 3 9	568千株	1.12%
S I X S I S L T D .	455千株	0.90%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,690,882株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	44,842株	5名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(3)⑥取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

名称 (発行決議日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	権利行使期間	行使の条件	役員の保有状況	
							当社取締役(社外取締役を除く)	
							保有者数	保有数
第3回新株予約権 (2017年7月27日)	481個	当社普通株式 48,100株	1株当たり 564円	1株当たり 1円	2017年8月18日 ～ 2047年8月17日	(注)	1名	20個
第4回新株予約権 (2018年7月26日)	538個	当社普通株式 53,800株	1株当たり 570円	1株当たり 1円	2018年8月17日 ～ 2048年8月16日	(注)	1名	20個
第5回新株予約権 (2019年7月25日)	505個	当社普通株式 50,500株	1株当たり 444円	1株当たり 1円	2019年8月14日 ～ 2049年8月13日	(注)	1名	24個
第6回新株予約権 (2020年7月30日)	608個	当社普通株式 60,800株	1株当たり 375円	1株当たり 1円	2020年8月18日 ～ 2050年8月17日	(注)	1名	51個

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使期間に定める期間内において、当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとしております。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人代表者は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとしております。
3. その他の条件については、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	田 村 滋 朗	取締役会議長 コンプライアンス委員会委員長 リスクマネジメント委員会委員長 サステナビリティ推進会議議長 東京空港冷暖房(株) 代表取締役社長
代表取締役副社長執行役員	三 宅 英 夫	災害対策委員会委員長 安全衛生推進委員会委員長 社長特命事項
代表取締役副社長執行役員	西 尾 忠 男	環境対策委員会委員長 改善推進委員会委員長 社長特命事項
取締役上席執行役員	笹 岡 修	経営企画部担当 不動産事業部、海外事業部担当 AFCアセットマネジメント(株)担当 不動産事業部長(兼)海外事業部長
取締役上席執行役員	渡 辺 智	施設企画部、大阪事業所、千歳事業所担当 東京空港冷暖房(株)担当
取 締 役	杉 山 武 彦	東京地下鉄(株) 社外取締役
取 締 役	青 山 佳 世	フリーアナウンサー
取 締 役	三 木 泰 雄	SCSK(株)社外取締役(監査等委員)
常 勤 監 査 役	古 宮 正 章	
常 勤 監 査 役	濱 隆 裕	
監 査 役	上 野 佐 和 子	公認会計士 森永製菓(株) 社外監査役 スミダコーポレーション(株) 社外取締役
監 査 役	鈴 木 啓 公	税理士 公認会計士 (株)アテナ 社外監査役

- (注) 1. 取締役杉山武彦、青山佳世及び三木泰雄の3氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役上野佐和子及び鈴木啓公の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役杉山武彦、青山佳世及び三木泰雄、社外監査役上野佐和子及び鈴木啓公の5氏を東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
 4. 執行役員の氏名及び担当（2025年3月31日現在）は以下のとおりであります。

常務執行役員	坪井史憲	サステナビリティ推進部担当 サステナビリティ推進部長
常務執行役員	安田 貴	総務部、監査室担当、監査室長 内部統制担当、危機管理担当 社長特命事項 (株)ブルーコーナー担当 AFC商事(株) 代表取締役社長
上席執行役員	長谷川武	企画調査室担当 企画調査室長
執行役員	市瀬敦夫	アクアテクノサービス(株) 代表取締役社長
執行役員	小玉滋之	経理部担当 経理部長
執行役員	小宮 徹	空港事業部担当 空港事業部長
執行役員	平野英明	大阪事業所長
執行役員	天沼克也	空港インフラ事業部担当 空港インフラ事業部長 アクアテクノサービス(株)担当 千歳事業所長 (株)エスキューブ 代表取締役社長
執行役員	仲野 透	空港事業部貨物企画担当
執行役員	松野孝彦	財務部担当、経営企画部副担当 財務部長 社長特命事項

② 当事業年度末日の翌日以降における役員の地位及び担当の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
笹岡 修	取締役上席執行役員 経営企画部担当 不動産事業部、海外事業部担当 AFCアセットマネジメント(株)担当 不動産事業部長(兼)海外事業部長	取締役上席執行役員 経営企画部、不動産事業部担当 広報・IR担当 グループ会社管理担当 AFCアセットマネジメント(株)担当	2025年4月1日
渡辺 智	取締役上席執行役員 施設企画部、大阪事業所、千歳事業所担当 東京空港冷暖房(株)担当	取締役上席執行役員 施設企画部担当 東京空港冷暖房(株)担当	2025年4月1日

③ 当事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位等の状況
久間 敬介	2024年6月27日	任期満了	取締役常務執行役員
小椋 敏勝	2024年6月27日	任期満了	社外取締役

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定方針

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議し、2022年6月29日開催の取締役会において、方針の一部を改訂しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の内容の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 報酬等の体系

- 1) 当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された限度額の範囲内^{*}で決定する。

社外取締役を除く取締役（以下「常勤取締役」という。）の報酬等は、固定報酬である基本報酬及び業績に連動した報酬（賞与及び譲渡制限付株式報酬）で構成され、報酬等の全体額に対する割合は、概ね固定報酬は7割程度、業績連動報酬は3割程度とする。

社外取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬の範囲内で、固定報酬である基本報酬とする。

※2015年6月開催の第46回定時株主総会において、取締役の報酬等限度額を基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び退任時繰延報酬を含め、年額430百万円（うち社外取締役分は30百万円以内）以内と決議いただいている。また、2022年6月開催の第53回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを譲渡制限付株式報酬に変更することを決議いただいている。

- 2) 常勤取締役の基本報酬は、執行役員の役付き並びに代表権及び取締役の位置づけ等を踏まえた一定のルールに基づき算定される。業績連動報酬は、主に売上・当期純利益等の会社業績を業績予想（予算）に照らして総合的に勘案し、執行役員の役付き並びに代表権及び取締役の位置づけ等を踏まえて算定される。業績連動報酬のうち非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として支給するものである。

非常勤である社外取締役の基本報酬は、各取締役の指名委員会及び報酬委員会での役位等を踏まえた一定のルールに基づき算定される。

2. 報酬等の額の決定手続き

各報酬等の算定方針に基づき、取締役会は報酬案を審議し、諮問機関である報酬委員会へ諮問する。報酬委員会での審議・答申を受けて、株主総会後に開催される取締役会において報酬案を再度審議し、各取締役の報酬額決定の決議により、総会後以降の各取締役の年間の報酬等の額を決定し各報酬を支給することとする。

なお、報酬委員会は、報酬の客観性、透明性及び妥当性を確保するために独立社外取締役、独立社外監査役、社内取締役で構成し、委員長は独立社外取締役が務め、少なくとも年1回以上開催することとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	161 (16)	103 (16)	26	31	10名 (4)
監査役 (うち社外監査役)	49 (10)	49 (10)	—	—	4名 (2)
合 計	211	153	26	31	14名

- (注) 1. 上表の員数には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選択した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「イ. 取締役の報酬等の内容の決定方針」の記載のとおりであります。なお、当該業績指標に係る実績は、「1.(2)直前3連結会計年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
4. 上記の業績連動報酬等のうち、金銭報酬の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額であります。
5. 上記の業績連動報酬等のうち、非金銭報酬等の総額は、当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

6. 取締役の報酬等限度額（基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション、退任時繰延報酬）は、2015年6月26日開催の第46回定時株主総会において、年額430百万円（うち社外取締役分年額30百万円以内）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名(うち、社外取締役は2名)です。また、2022年6月29日開催の第53回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを譲渡制限付株式報酬に変更し、その総額は年額60百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、社外取締役を除く6名です。これにより、今後は取締役に株式報酬型ストックオプションの付与及び退任時繰延報酬の支給は行わないことといたしました。
7. 監査役の報酬等限度額（基本報酬、賞与）は、2015年6月26日開催の第46回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑧ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取締役	杉山武彦	東京地下鉄(株) 社外取締役	同社との間には特別の関係はありません。
取締役	三木泰雄	SCSK(株) 社外取締役(監査等委員)	同社との間には特別の関係はありません。
監査役	上野佐和子	森永製菓(株) 社外監査役	同社との間には特別の関係はありません。
		スミダコーポレーション(株) 社外取締役	同社との間には特別の関係はありません。
監査役	鈴木啓公	(株)アテナ 社外監査役	同社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役	杉山 武彦	取締役会への出席状況は、当期に開催された13回全てに出席しております。 大学教授として教鞭をとられた経験と運輸交通分野での豊富な知識、経験を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
	青山 佳世	取締役会への出席状況は、当期に開催された13回全てに出席しております。 フリーアナウンサーとしての経験と運輸交通分野での豊富な知識、経験を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
	三木 泰雄	取締役会への出席状況は、2024年6月27日就任以降、当期に開催された9回全てに出席しております。 情報通信業界における経営者としての豊富な経験、高い知見を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
監査役	上野 佐和子	取締役会への出席状況は、当期に開催された13回のうち11回に出席しております。 監査役会への出席状況は、当期に開催された12回のうち11回に出席しております。 公認会計士としての専門的な見識に基づき客観的な立場からの監査、高度な会計面での助言等適切な役割を果たして頂いております。
	鈴木 啓公	取締役会への出席状況は、当期に開催された13回のうち12回に出席しております。 監査役会への出席状況は、当期に開催された12回全てに出席しております。 税理士及び公認会計士としての専門的な見識に基づき客観的な立場からの監査、高度な会計面での助言等適切な役割を果たして頂いております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 海外の子会社AIRPORT FACILITIES ASIA PTE. LTD.、AFS PROPERTIES PTE.LTD.及びAFN PROPERTIES LTD.は、現地の監査法人の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社としては、重要な事項と認識しておりますが、具体的な取り組みを定めておりません。しかし、現状の株式分布状況等を踏まえつつ、関係ご方面の判断・見解、ステークホルダーの利益等を念頭におきながら、今後とも継続して検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	7,159,544	買掛金	1,812,469
売掛金	1,397,065	短期借入金	3,390,982
リース債権及びリース投資資産	10,778,659	1年内償還予定の社債	100,000
営業貸付金	3,449,200	未払金	2,083,561
商品	2,103	未払法人税等	1,424,710
販売用不動産	16,248,316	未払費用	87,551
原材料及び貯蔵品	15,426	未前受収益	1,102,666
その他	370,939	賞与引当金	184,525
流動資産計	39,421,255	役員賞与引当金	64,795
II 固定資産		資産除去債務	304,000
(1) 有形固定資産		その他の	861,883
建物及び構築物	39,459,128	流動負債計	11,417,146
機械装置及び運搬具	5,481,282	II 固定負債	
器具什器	119,425	社債	6,000,000
土地	10,724,551	長期借入金	17,554,470
建設仮勘定	424,996	長期預り保証金	6,950,500
計	56,209,385	長期未払金	79,921
(2) 無形固定資産		役員退職慰労引当金	8,094
ソフトウェア	308,545	繰延税金負債	58,386
その他	34,485	資産除去債務	3,917,802
計	343,031	固定負債計	34,569,175
(3) 投資その他の資産		負債合計	45,986,321
投資有価証券	10,554,428	純資産の部	
繰延税金資産	1,246,271	I 株主資本	
退職給付に係る資産	242,464	資本金	6,826,100
その他	574,034	資本剰余金	6,985,036
貸倒引当金	△10,267	利益剰余金	43,648,169
計	12,606,931	自己株式	△1,491,128
固定資産計	69,159,348	株主資本計	55,968,177
資産合計	108,580,604	II その他の包括利益累計額	
		その他有価証券評価差額金	1,812,519
		為替換算調整勘定	2,117,442
		その他の包括利益累計額計	3,929,961
		III 株予約権	13,022
		IV 非支配株主持分	2,683,121
		純資産合計	62,594,282
		負債・純資産合計	108,580,604

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	31,121,104
売上原価	24,350,897
販売費及び一般管理費	6,770,207
営業利益	2,300,405
営業外収益	4,469,801
受取利息	616,493
受取配当金	310
受取手数料	130,478
受取投資利益	63,348
受取為替差益	274,439
受取その他	388
営業外費用	147,527
支払利息	457,193
支払固定資産の撤去費用	314,465
支払の他	105,500
支払の利益	37,226
特別利益	4,629,102
特別損失	124,990
投資有価証券売却益	124,990
固定資産除却損失	1,257,623
減損損失	34,523
税金等調整前当期純利益	1,223,100
法人税、住民税及び事業税	3,496,469
法人税等調整額	1,703,659
当期純利益	△834,715
非支配株主に帰属する当期純利益	2,627,525
親会社株主に帰属する当期純利益	49,956
	2,577,568

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	3,717,789	買掛金	1,495,307
売掛金	1,131,438	短期借入金	1,100,000
リース投資資産	1,941,065	1年内償還予定の社債	100,000
リース債権	4,043,420	1年内返済予定の長期借入金	2,493,736
販売用不動産	16,248,316	未払金	1,959,975
原材料及び貯蔵品	13,139	未払法人税等	1,348,862
その他	341,044	未払費用	69,617
流動資産計	27,436,214	預り金	717,302
II 固定資産		前受収益	1,074,396
(1) 有形固定資産		賞与引当金	142,674
建物	36,077,663	役員賞与引当金	26,895
機械及び装置	1,591,488	資産除去債務	304,000
車両運搬具	14,588	流動負債計	10,832,767
器具什器	112,763	II 固定負債	
土地	10,724,551	社債	6,000,000
建設仮勘定	424,996	長期借入金	14,993,964
計	48,946,051	長期預り保証金	6,953,680
(2) 無形固定資産		長期未払金	79,921
ソフトウェア	183,961	資産除去債務	3,917,802
その他	34,324	固定負債計	31,945,368
計	218,285	負債合計	42,778,136
(3) 投資その他の資産		純資産の部	
投資有価証券	8,251,356	I 株主資本	
関係会社株式	8,624,771	資本金	6,826,100
繰延税金資産	1,220,195	資本剰余金	6,985,036
その他	815,109	資本準備金	6,982,890
貸倒引当金	△10,267	その他資本剰余金	2,146
計	18,901,165	自己株式処分差益	2,146
固定資産計	68,065,502	利益剰余金	38,578,030
資産合計	95,501,716	利益準備金	492,710
		その他利益剰余金	38,085,320
		配当平均積立金	700,000
		別途積立金	26,355,000
		繰越利益剰余金	11,030,320
		自己株式	△1,491,128
		計	50,898,038
		II 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	1,812,519
		計	1,812,519
		III 新株予約権	13,022
		純資産合計	52,723,580
		負債・純資産合計	95,501,716

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,464,976
売上原価	21,559,255
売上総利益	5,905,721
販売費及び一般管理費	2,068,044
営業利益	3,837,676
営業外収益	710,106
受取利息	283
受取配当金	130,478
受取手数料	156,073
受取匿名組合等投資利益	274,439
営業外費用	148,832
支払利息	371,898
固定資産撤去費用	235,225
為替差損	99,498
その他	18
経常利益	37,156
特別利益	4,175,884
投資有価証券売却益	124,990
特別損失	1,253,881
固定資産除却損	30,780
減損損失	1,223,100
税引前当期純利益	1,223,100
法人税、住民税及び事業税	3,046,993
法人税等調整額	1,595,599
当期純利益	△852,525
	2,303,920

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

空港施設株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 田 嗣 也
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 桐 山 武 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、空港施設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、空港施設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

空港施設株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山田 嗣也
指定社員 業務執行社員 公認会計士 桐山 武志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、空港施設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

空港施設株式会社

監査役会

常勤監査役	古 宮 正 章	Ⓔ
常勤監査役	濱 隆 裕	Ⓔ
社外監査役	上 野 佐和子	Ⓔ
社外監査役	鈴 木 啓 公	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会場 空港施設株式会社 本店会議室
 東京都大田区羽田空港一丁目6番5号 第五総合ビル3階
 (正面玄関よりエレベーターで3階にお越しください。)
- 交通 ●東京モノレール 整備場駅出口より徒歩3分
 ●東京モノレール 天空橋駅北口より徒歩12分
 ●京急空港線 天空橋駅A1出口より徒歩12分



※駐車場はございませんので、ご来場には、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
 ※整備場駅は、エレベーター・エスカレーターがございませんので、ご利用の際は、ご注意ください。
 ※天空橋駅は、複数の出口がございますので、ご利用の際は、ご注意ください。また、駅周辺では道路工事が予定されており、係員の案内に従ってお越しください。

株主総会・総会会場に関するお問い合わせ先
 空港施設株式会社 総務部 ☎03-3747-0251 (9:00~17:00 ※土日・祝日除く)

